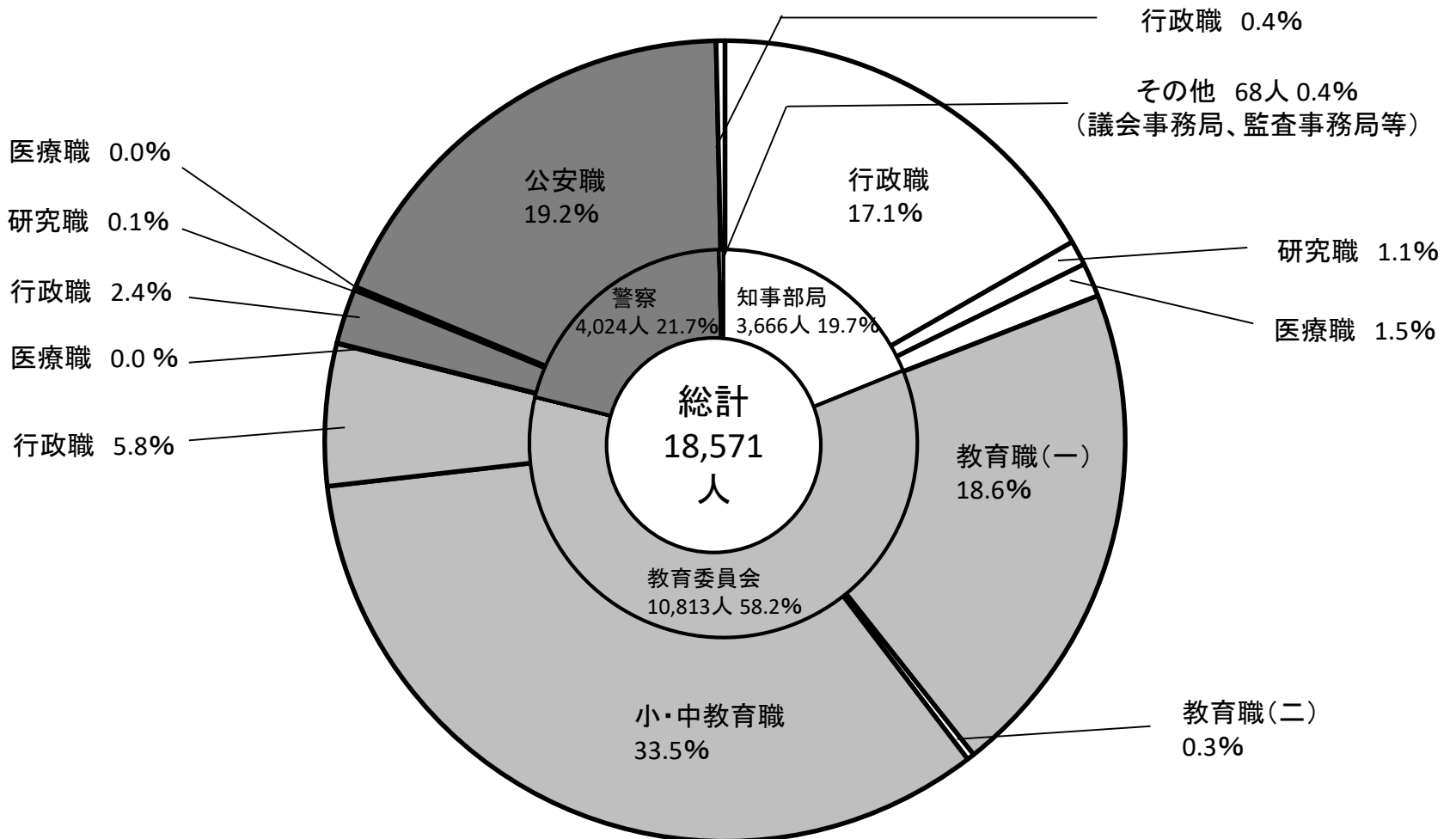


— 給与勧告制度の仕組み —

令和5年10月
岡山県人事委員会

給与勧告の対象職員

人事委員会の給与勧告の対象となる職員は、給与条例の適用を受ける職員18,571人です。
(令和5年4月1日現在)



人事委員会勧告までの手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

民間給与実態調査

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上
【県内246事業所抽出】

事業所別調査

給与改定等の
状況

ボーナス
昨年8月から
本年7月まで

従業員別調査

4月分給与
約8,700人を対象

職員給与実態調査

4月分個人別給与【対象人数:18,571人】

職員給与(行政職)と民間給与を比較
仕事の種類、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を比較(ラスパイレス方式)

県職員の特別給の支給月数と
民間の特別給の支給割合を比較

・情勢適応の原則
(民間準拠)
・均衡の原則

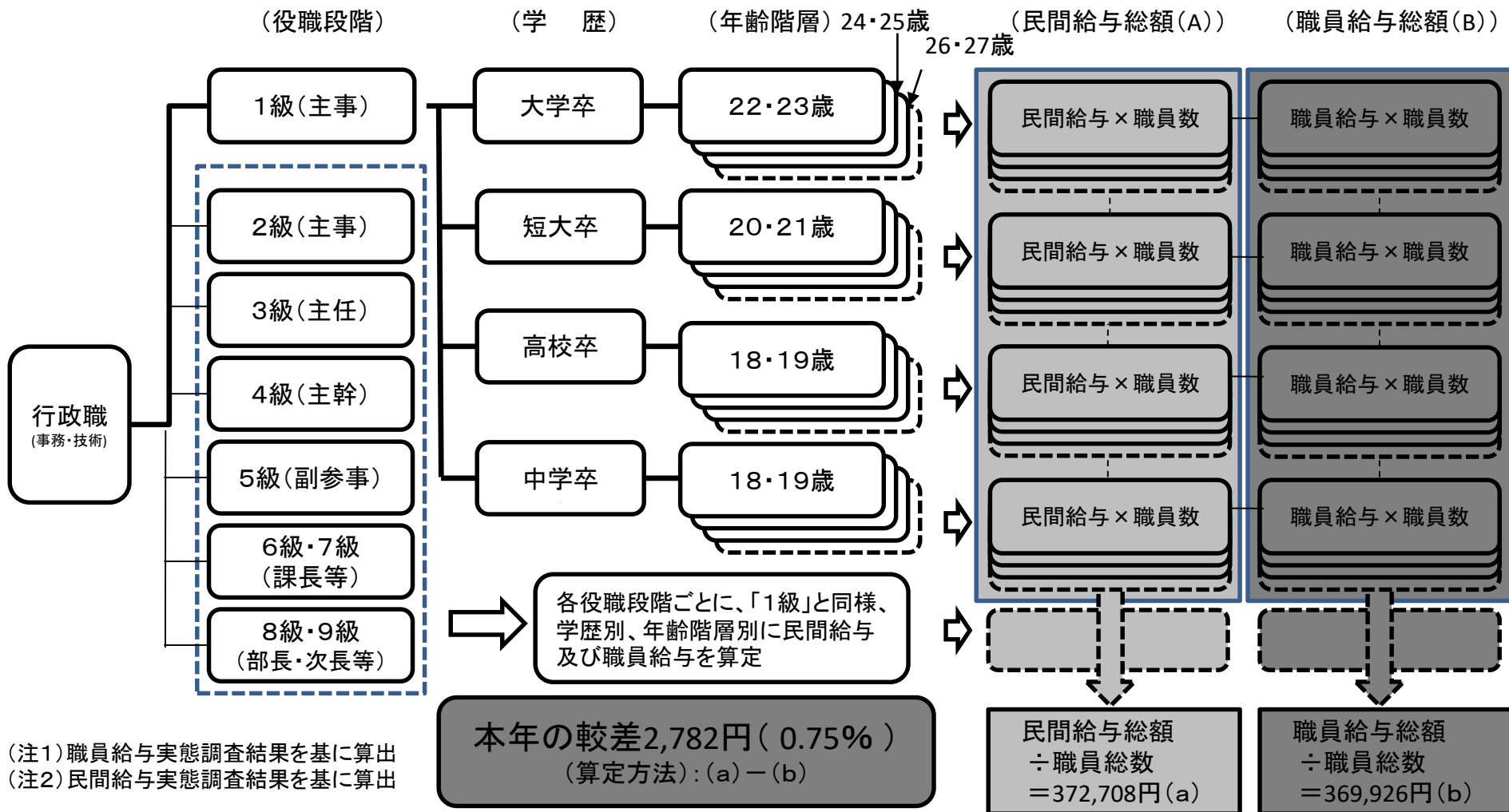
国家公務員
給与制度

給料表・手当の改定内容を決定

人事委員会勧告

民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支給されている給与額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 職員給与実態調査結果を基に算出
(注2) 民間給与実態調査結果を基に算出

給与改定の内容

1 月例給

- ・改定率 0.75% 改定額 2,777円
- ・若年層へ重点的に配分
- ・初任給の引上げ(行政職 大卒 196,900円 → 207,400円、高卒 161,500円 → 173,300円)

2 期末手当・勤勉手当

- ・年間の支給割合を0.10月分引上げ(4.40月分 → 4.50月分)
- ・民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

3 初任給調整手当

- ・医師に係る初任給調整手当について医師の処遇確保の観点から改定

4 実施時期

- ・令和5年4月1日:月例給
- ・令和5年12月1日:期末手当・勤勉手当